

告 示

埼玉県告示第六百十三号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年五月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（砂防基盤図数值地形図データ作成）

三 作業地域

埼玉県秩父県土整備事務所管内秩父市

四 作業期間

令和五年三月三十日から令和五年九月二十九日まで